



安全データシート (SDS)

1. 製品及び会社情報

昭和化学株式会社
東京都中央区日本橋本町4-3-8
担当

TEL(03)3270-2701
FAX(03)3270-2720
緊急連絡 同上
改訂 平成29年08月07日
SDS整理番号 08270232

製品等のコード : 0827-0232

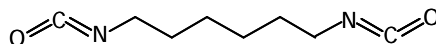
製品等の名称 : ヘキサメチレンジイソシアネート(ジイソシアン酸ヘキサメチレン)

推奨用途 : 試薬

参考: その他の用途(当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)
塗料、接着剤、コーティング加工用樹脂の原料 など



2. 危険有害性の要約



GHS分類

物理化学的危険性

引火性液体 : 区分外
自然発火性液体 : 区分外
金属腐食性物質 : 区分外

健康に対する有害性

急性毒性(経口) : 区分4
急性毒性(経皮) : 区分3
急性毒性(吸入:蒸気) : 区分1
皮膚腐食性・刺激性 : 区分1A
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 区分1
呼吸器感受性 : 区分1A
皮膚感受性 : 区分1
特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露) : 区分1(呼吸器)
特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露) : 区分1(呼吸器)

注意喚起語 : 危険

危険有害性情報

飲み込むと有害(経口)
皮膚に接触すると有毒(経皮)
吸入すると生命に危険(蒸気)
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
重篤な眼の損傷
吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすおそれ
アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ
呼吸器の障害
長期又は反復ばく露による呼吸器の障害

注意書き

【安全対策】
ミスト、蒸気などを吸入しないこと。
取扱い後は、よく手を洗うこと。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
呼吸用保護具、保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
【応急措置】
飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせない。気分が悪い時は医師に連絡すること。

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 直ちに医師に連絡すること。
 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。
 皮膚を大量の水と石鹸で洗うこと。直ちに医師に連絡すること。
 眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。
 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
 気分が悪い時は医師に連絡すること。
 皮膚刺激又は発疹が生じた場合：医師の診断、手当てを受けること。
 呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。
 汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
 【保管】
 湿気、直射日光を避け、容器を密閉し換気の良い冷暗所に施錠して保管すること。
 【廃棄】
 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「分類対象外」、「分類できない」又は「区分外」である。

3. 組成、成分情報

単一製品、混合物の区別 : 単一製品
 化学名 : ジイソシアン酸ヘキサメチレン
 (別名) ヘキサメチレンジイソシアネート、
 ヘキサメチレン=ジイソシアネート、
 ヘキサメチレンジイソシアナート、
 ヘキサン-1,6-ジイルビスイソシアナート、
 ヘキサメチレンビスイソシアナート、
 ヘキサン-1,6-ジイルジイソシアナート、
 1,6-ヘキサンジイルジイソシアナート、
 1,6-ジイソシアナートヘキサン、
 1,6-ヘキサンジイルビスイソシアナート、
 1,6-ビス(イソシアナート)ヘキサン、
 (ヘキサメチレン)ビスイソシアナート
 (英名) Hexamethylene diisocyanate (EC名称)、
 Hexane-1,6-diylbisisocyanate、
 1,6-Hexanediyldiisocyanate、
 Hexane, 1,6-diisocyanato- (TSCA名称)
 成分及び含有量 : ヘキサメチレンジイソシアネート、 98.0%以上
 化学式及び構造式 : C₈H₁₂N₂O₂、 OCN(CH₂)₆NCO、 構造式は上図参照(1ページ目)。
 分子量 : 168.20
 官報公示整理番号 化審法 : (2)-2863
 安衛法 : 公表化学物質(化審法番号を準用)
 CAS No. : 822-06-0
 EC No. : 212-485-8
 危険有害成分 : ヘキサメチレンジイソシアネート
 ・労働安全衛生法 通知対象物 政令番号 519
 表示対象物 政令番号 519【H28.6.1施行】
 ・毒物劇物取締法 劇物「ヘキサメチレンジイソシアナート」
 ・化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) 1-391(98%)
 ・消防法 危険物第4類引火性液体 第三石油類 非水溶性

4. 応急処置

吸入した場合 : 直ちに医師に連絡する。
 直ちに、被災者を新鮮な空気のある場所に移す。
 被災者を毛布等でおおって体を保温し、呼吸しやすい姿勢で安静にする。
 呼吸に関する症状が出た場合は、医師に連絡する。
 呼吸していて嘔吐がある時は、頭を横向きにする。
 呼吸が止まっている場合、または呼吸が弱い場合には衣服を緩め、呼吸
 気道を確保した上で人工呼吸(または酸素吸入)を行なう。
 気分が悪い時は、医師の手当てを受ける。
 皮膚に付着した場合 : 直ちに医師に連絡すること。
 直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。
 速やかに皮膚を大量の水と石鹸で洗う。
 洗浄開始が遅れたり、洗浄不十分の場合は、皮膚障害のおそれがある。
 皮膚刺激又は発疹が生じた時は、医師の診断、手当てを受ける。
 汚染された作業衣は作業場から出さない。
 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。
 目に入った場合 : 直ちに医師に連絡する。
 直ちに、水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてから
 ゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水
 で洗浄すると、かえって目に障害を起こすことがあるので注意する。
 まぶたを親指と人さし指で上げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの

- 隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。
次に、コンタクトレンズを着用していて固着していなければ除去し、
洗浄を続ける。
眼の洗浄が遅れたり、不十分の場合は、眼の障害のおそれがある。
眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。
眼刺激が消失しても、遅れて障害が現れることがあるので、必ず医師の
診察を受ける。
- 飲み込んだ場合 : 直ちに口をすすぎ、うがいをする。無理に吐かせてはいけない。
吐かせると再びのどや食道を通り二重に刺激・損傷を受けることになる。
直ちに、コップ数杯の牛乳や卵を飲ませて毒性を希釈する。
牛乳、卵がない時は、コップ数杯の水を飲ませ、体内で毒性を薄める。
意識がない時は、何も与えない。もし、嘔吐が自然に生じた時は、気管
への吸入が起きないように、頭を尻より下に身体を傾斜させ、肺への還流
を防ぐ。嘔吐後、意識が戻れば、水を飲ませる。体の保温に努め、速や
かに医師の診察を受ける。
気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。
- 予想される急性症状及び遅発性症状：
吸入した時 : 灼熱感、咳、息苦しさ、息切れ、咽頭痛
皮膚についた時 : 吸収される可能性あり。
発赤、痛み、皮膚熱傷、水泡。
眼に入った時 : 発赤、痛み、まぶたの腫れ
飲み込んだ時 : 腹痛、吐き気、嘔吐
他の症状については「吸入」参照。
- 医師に対する特別注意事項 : 喘息の症状は2～3時間経過するまで現れない場合が多く、安静を
保たないと悪化する。したがって、安静と経過観察が不可欠である。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 本製品は可燃性である。
二酸化炭素、粉末消火剤、散水、噴霧水、泡消火剤
大火災の場合、空気を遮断できる泡消火剤が有効である。
- 使ってはならない消火剤 : 棒状注水（本品があふれ出し、火災を拡大するおそれがある）
- 特有の危険有害性 : 可燃性物質：燃えるが、容易に発火しない。
加熱により容器が爆発するおそれがある。
火災によって刺激性、腐食性又は毒性のガスを発生するおそれがある。
- 特有の消火方法 : 危険でなければ火災区域から容器を移動する。
容器内に水を入れてはいけない。
消火活動は、有効に行える最も遠い距離から、無人ホース保持具や
モニター付きノズルを用いて消火する。
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。
漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。
皮膚、眼などの身体とのあらゆる接触を避ける。
風上から作業し、ミスト、蒸気、ヒュームなどを吸入しない。
ミスト、蒸気が飛散する場合は、水噴霧し飛散を抑える。
密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
- 環境に対する注意事項 : 河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。
- 回収、中和 : 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる
空容器に回収する。後で産業廃棄物として適正に処分廃棄する。
大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材 : 危険でなければ漏れを止める。
- 二次災害の防止策 : 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。
周辺の発火源を速やかに取除く。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
容器内に水を入れてはいけない。

7. 取扱いおよび保管上の注意

- 取扱い
技術的対策 : 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。
ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。
- 局所排気・全体換気 : 換気装置を設置し、局所排気又は全体換気を行なう。
- 安全取扱い注意事項 : 裸火禁止。
指定数量以上の量を取扱う場合、法で定められた基準に満足する製造所、
貯蔵所、取扱所で行なう。
指定数量以上の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は消防法に基づく許可が
必要で、危険物貯蔵所に保管する。
指定数量の1/5以上、1未満（少量危険物）の場合も、少量危険物貯蔵所
に保管し、法の規制を受け、最寄の消防署に届出を行う必要がある。

	指定数量の1/5未満の危険物の貯蔵・取り扱いについては届出の必要はない。
	酸化剤との接触禁止。
	すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。
	屋外又は換気の良い場所でのみ使用する。
	周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
	容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの
	取扱いをしてはならない。
	この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
	取扱い後はよく手を洗う。
接触回避	: 湿気、水、高温体との接触を避ける。
保管	
技術的対策	: 保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。
	保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。
	保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。
	保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設けること。
	保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
保管条件	: 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。-禁煙。
	一定の場所を定めて、施錠して保管する。
	貯蔵する所には、「火気厳禁」の表示を行う。
	貯蔵する所には、白地に赤枠、赤文字で「医薬用外劇物」の表示を行う。
	直射日光や高温高湿を避ける。
	湿気を避けて乾燥した場所に保管する。
	容器を密閉して換気の良い冷暗所に保管する。
	使用後は、容器を密栓する。
混触危険物質	: 混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。
容器包装材料	: 酸、アルコール、アミン、塩基、酸化剤、水 ガラスなど

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度	: 設定されていない。
許容濃度（ばく露限界値、	生物学的ばく露指標）:
	日本産衛学会（2016年版） 0.005ppm 0.034mg/m3
	ACGIH（2016年版） TLV-TWA 0.005ppm
設備対策	: この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。
	ミスト、蒸気、ガスが発生する場合、換気装置を設置する。
保護具	
呼吸器の保護具	: 呼吸器保護具（有機ガス用防毒マスク）を着用する。
手の保護具	: 保護手袋（ネオプレン製など）を着用する。
眼の保護具	: 保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）を着用する。
皮膚及び身体の保護具	: 長袖作業衣を着用する。
	必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。
衛生対策	: この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
	取扱い後はよく手を洗う。
	保護具は保護具点検表により定期的に点検する。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など	: 透明で無色の液体
臭い	: 刺激臭
pH	: データなし
融点	: -67
沸点	: 255
引火点	: 140（開放式）
爆発範囲	: 下限 0.9vol% 上限 9.5vol%
蒸気圧	: 7Pa（25℃）
蒸気密度（空気 = 1）	: 5.8
比重（密度）	: 1.045~1.048（20/4℃）
溶解度	: 水にほとんど混和しないが、水と反応して分解し、炭酸ガス（CO ₂ ）を発生する。
	ベンゼン、酢酸エチル、トルエンに混和する。
オクタノール/水分配係数	: log Kow = 1.08
自然発火温度	: 454
分解温度	: データなし
臭いのしきい（閾）値	: データなし
粘度	: データなし

GHS分類	
引火性液体	: ICSC (2004) による引火点は140 (開放式) であることから、区分外とした。
自然発火性液体	: 常温の空気と接触しても自然発火しない(発火点454 (ICSC,2004)) ことから、区分外とした。
金属腐食性物質	: データはないが、国連危険物輸送勧告がクラス6.1 (国連番号2281) であることから、区分外とした。

10. 安定性及び反応性

安定性	: 水と混触すると分解し、アミン、ポリ尿素を生成する。93 以上の温度になると重合する。
危険有害反応可能性	: 酸、アルコール、アミン、塩基、酸化剤と激しく反応し、火災と爆発の危険をもたらす。銅を腐食する。
避けるべき条件	: 熱、日光、湿気
混触危険物質	: 酸、アルコール、アミン、塩基、酸化剤、水
危険有害な分解生成物	: 熱分解すると、一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物、シアン化水素を発生する。

11. 有害性情報

急性毒性	: 経口 ラット LD50 = 738 mg/kg、960 mg/kg(CERIハザードデータ集 2000-50 (2001))、746 mg/kg、959 mg/kg(SIDS (2004))に基づき、計算式を適用して得られたLD50 = 747 mg/kgから、区分4とした。 飲み込むと有害(経口)(区分4) 経皮 ウサギを用いた経皮投与試験のLD50 = 593 mg/kg(CERIハザードデータ集 2000-50 (2001))、599 mg/kg(SIDS (2004))のうち低い方のLD50 = 593 mg/kgから、区分3とした。 皮膚に接触すると有毒(区分3) 吸入(蒸気) ラットを用いた吸入暴露試験(蒸気)のLC50(4時間) 0.31 mg/L(ATSDR (1998))、0.06 mg/L(環境省リスク評価第2巻 (2003))、0.124 mg/L、0.31 mg/L、0.15 mg/L (SIDS (2004))に基づき、計算式を適用してLC50(4時間換算値)の20 ppmが得られた。飽和蒸気圧0.007 kPa(25 °C)(CERIハザードデータ集 2000-50 (2001))における飽和蒸気圧濃度は70 ppmである。今回得られたLC50は、飽和蒸気圧濃度の90%より低い濃度であるため、「ミストがほとんど混在しない蒸気」として、ppm濃度基準値で区分1とした。 吸入すると生命に危険(区分1) 吸入(ミスト)情報がないため分類できない。
皮膚腐食性・刺激性	: SIDS (2004)のウサギを用いたOECDテストガイドライン404に準拠した試験結果の記述から、SIDS (2004)では皮膚腐食性物質であると判断していることから、区分1Aとした。 重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷(区分1A)
眼に対する重篤な損傷・刺激性	: SIDS (2004)のウサギを用いたOECDテストガイドライン405に準拠した試験結果の記述から、眼腐食性物質であると判断していることから、区分1とした。 重篤な眼の損傷(区分1)
呼吸器感作性	: ヒトにおいて、本物質ばく露による喘息、過敏性肺臓炎発症の報告や(産衛学会許容濃度の提案理由書(1995)、ACGIH (7th, 2001))、中程度の気道障害の報告がある(環境省リスク評価第2巻(2003))。また、本物質は日本産業衛生学会において、気道感作性物質の第1群に分類されている。以上の結果から、区分1Aとした。 なお、本物質はEU DSD分類で「R42」、EU CLP分類で「Resp. Sens.1 H334」に分類されている。ヒトの気道への影響に関する報告が複数あること、日本産業衛生学会において、気道感作性物質の第1群に分類されていることから細区分した。 吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすおそれ(区分1A)
皮膚感作性	: SIDS (2004)のモルモットを用いた皮膚感作性試験結果の記述「陽性」及び、日本職業・環境アレルギー学会特設委員会でも、皮膚感作性物質としていることから、皮膚感作性を有すると考えられるため、区分1とした。 アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ(区分1)
生殖細胞変異原性	: SIDS (2004)の記述から、経世代変異原性試験なし、生殖細胞 in vivo変異原性試験なし、体細胞 in vivo変異原性試験(小核試験)で陰性、であることから、区分外とした。
発がん性	: IARC、ACGIH、NTP、EPAに記載がないため分類できない。
生殖毒性	: SIDS (2004)の記述から、親動物の繁殖能や次世代の発生などに影響がみられないことにより、区分外とした。
特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)	: 実験動物について、「ラットへの吸入暴露で肺水腫、肺炎がみられた」(ATSDR (1998))等の記述があることから、呼吸器が標的

臓器と考えられた。なお、実験動物に対する影響は、区分1に相当するガイダンス値の範囲でみられた。

以上より、分類は区分1（呼吸器）とした。

呼吸器の障害（区分1）

特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）：

ヒトについては、「眼、鼻及び喉への刺激、咳、胸部の不快感が報告されている」（CER1ハザードデータ集 2000-50（2001））等の記述、実験動物についてはラットへの吸入暴露で、「気管の炎症、鼻甲介上皮の壊死、鼻甲介の扁平上皮化生」「肺において上皮形成、間質性肺炎、組織球の集簇、鼻腔において嗅上皮の変性、角化亢進、びらんあるいは潰瘍」（CER1ハザードデータ集 2000-50（2001））等の記述があることから、呼吸器が標的臓器と考えられた。なお、実験動物に対する影響は、区分1に相当するガイダンス値の範囲でみられた。

以上より、分類は区分1（呼吸器）とした。

長期又は反復ばく露による呼吸器の障害（区分1）

吸引性呼吸器有害性 : データがないため分類できない。

12. 環境影響情報

水生環境急性有害性 : 甲殻類（オオミジンコ）の48時間EC50 89.1mg/L（SIDS、2004）

他から、区分外とした。

水生環境慢性有害性 : 難水溶性でなく（水溶解度=117mg/L（PHYSPROP Database、2005））、

急性毒性が低いことから、区分外とした。

オゾン層への有害性 : 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 : 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。
都道府県知事などの許可（収集運搬業許可、処分業許可）を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付して廃棄物処理を委託する。

廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。

本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。

（参考）燃焼法

可燃性の溶剤等と共に噴霧するか、又はケイソウ土、木粉（おが屑）等に吸収させて、アフターバーナ及びスクラバ付き焼却炉の火室で焼却する。

汚染容器及び包装 : 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。

空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号 : 156

国際規制

海上規制情報（IMDGコード/IMOの規定に従う）

UN No. : 2281
Proper Shipping Name : HEXAMETHYLENE DIISOCYANATE
Class : 6.1（毒物）
Sub risk : -
Packing Group : II
Marine Pollutant : No（非該当）
Limited Quantity : 100mL

航空規制情報（ICAO-TI/IATA-DGRの規定に従う）

UN No. : 2281
Proper Shipping Name : Hexamethylene diisocyanate
Class : 6.1
Sub risk : -
Packing Group : II

国内規制

陸上規制情報（消防法、毒劇法、道路法の規定に従う）

海上規制情報（船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う）

国連番号 : 2281
品名 : ヘキサメチレンジイソシアネート
クラス : 6.1
副次危険 : -
容器等級 : II
海洋汚染物質 : 非該当

少量危険物許容量 : 100mL
 航空規制情報(航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に
 従う)
 国連番号 : 2281
 品名 : ヘキサメチレンジイソシアネート
 クラス : 6.1
 副次危険 : -
 等級 : II
 少量輸送許容物件
 許容量 : 1L
 特別の安全対策 : 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器
 が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。
 危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こ
 さないように運搬すること。
 危険物の運搬中危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれ
 がある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共
 に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。
 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れの
 ないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
 他の危険物や燃えやすい危険物に上積みしない。
 他の危険物のそばに積載しない。
 必要に依り移送時にイエローカードを運搬人に保持させる。

15. 適用法令

労働安全衛生法 : 名称等を通知すべき危険物及び有害物
 (政令番号第519号「ヘキサメチレン=ジイソシアネート」、
 対象重量%は 0.1)
 名称等を表示すべき危険物及び有害物
 (政令番号第519号「ヘキサメチレン=ジイソシアネート」、
 対象重量%は 1)
 (別表第9)
 化審法 : 優先評価化学物質 No.43 (官報公示日:2011/04/01)
 評価対象;人健康影響
 旧第2種監視化学物質 No.1062 (官報公示日:2010/04/01)
 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) :
 ・種別「第1種指定化学物質」
 ・政令番号「1-391」
 ・政令名称「ヘキサメチレン=ジイソシアネート」
 消防法 : 危険物第4類引火性液体 第三石油類 非水溶性、指定数量2000L、
 危険等級 (法第2条第7項危険物別表第1)
 毒物及び劇物取締法 : 劇物「ヘキサメチレンジイソシアネート」(指定令第2条)
 包装等級
 道路法 : 車両の水底トンネルの通行制限「劇物」(施行令第19条の13)
 船舶安全法 : 毒物類・毒物(危規則第2,3条危険物告示別表第1)
 航空法 : 毒物類・毒物(施行規則第194条危険物告示別表第1)
 海洋汚染防止法 : 有害液体物質 Y類物質「ヘキサメチレンジイソシアネート」
 (施行令別表第1)
 水質汚濁防止法 : 生活環境項目(施行令第三条第一項)
 「生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量」
 【排水基準】160mg/L以下(日間平均 120mg/L以下)
 (注)排水基準に別途、条例等による上乘せ基準がある場合は
 それに従うこと。
 大気汚染防止法 : 有害大気汚染物質(政令番号:中環審第9次答申の206)
 「ヘキサメチレン=ジイソシアネート」
 輸出貿易管理令 : 別表第1の16項(キャッチオール規制) 第29類 有機化学品
 HSコード(輸出統計品目番号、2017年5月16日版):2929.10-090
 「その他の窒素官能基を有する化合物-イソシアネート
 -その他のもの」

16. その他の情報

(注)本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

取扱注意事項:

本製品の取扱いは毒物劇物取締法の規定に従い、購入、保管、使用及び廃棄には
 細心の注意を払うこと。毒物劇物取扱等の責任者は、必要に応じ取扱う者に対し
 労働安全衛生、漏洩防止、緊急時の対応、環境影響、使用記録、保管庫施設、
 紛失盗難防止などについて教育、訓練を実施し、事故の予防に努めること。

参考文献:

化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ 化学工業日報社
 労働安全衛生法MSDS対象物質全データ 化学工業日報社(2007)

化学物質の危険・有害便覧	中央労働災害防止協会編	
化学大辞典	共同出版	
安衛法化学物質	化学工業日報社	
産業中毒便覧(増補版)	医歯薬出版	
化学物質安全性データブック	オーム社	
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)	三共出版	
化学物質の危険・有害性便覧	労働省安全衛生部監修	
Registry of Toxic Effects of Chemical Substances	NIOSH	CD-ROM
GHS分類結果データベース	nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構)	HP
GHSモデルMSDS情報	中央労働災害防止協会	安全衛生情報センター HP

このデータは作成の時点においての知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2012に準じ作成しています。